参考資料１

消防用設備等の設置・維持のあり方に関する検討部会開催要綱

（目的）

第１条　予防行政のあり方に関する検討会開催要綱第３条第７項に基づき、火災被害の実態、技術開発の状況や関係法令の改正等を踏まえ、消防用設備等の設置・維持基準、安全対策等を検討するため、「消防用設備等の設置・維持のあり方に関する検討部会」（以下「部会」という。）を開催する。

（部会）

第２条　部会は、学識経験者、関係団体及び消防行政の関係者等のうちから、消防庁予防課長（以下「予防課長」という。）が委嘱する委員によって構成する。

２　部会には、座長を置く。

３　座長は、委員の互選により選出する。

４　座長は、会務を総括する。

５　座長に事故のある場合は、座長が指名した委員がその職務を代理する。

６　座長は、必要があると認めるときは、部会に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

（部会公開の原則）

第３条　部会の資料及び議事要旨を公開する。ただし、座長が部会の運営上必要と認める場合は、この限りではない。

（任期）

第４条　委員の任期は、就任を承諾した日から当該日の属する年度の３月３１日までとする。ただし、特に必要があると認められるときは、任期を別日定めることができる。

（事務局）

第５条　部会に係る事務局は、消防庁予防課に置く。

（補足）

第６条　この要綱に定めるほか、部会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附　則

この要綱は、令和７年５月 27 日から施行する。